

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC（以下「事業場」という。）の理事長として障がい者支援福祉事業を運営し、同市に所在する労働保険事務組合であるD商工会議所に労働保険事務を委託して、平成○年○月○日に労災保険法第34条の規定に基づく中小事業主等の特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労災保険に特別加入していた。

請求人によれば、平成○年○月に事業場に採用した職員との間に、平成○年○月頃からトラブルが起こり、そのため食欲不振や意欲喪失となって体重が大幅に減少し、更に同職員を解雇したことについて訴訟問題が生じ、その対応のため気分不調、偏頭痛、右肩痛などの症状が出現したという。

請求人は、平成○年○月○日、E院に受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及びその発病時期について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成○年○月下旬頃に「F32 うつ病」(以下「本件疾病」という。)を発病したとするのが妥当であるとしており、請求人の症状等に照らすと、当審査会としても、同医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 特別加入者にあつては、事業のためにする行為やこれに直接附帯する行為を行う場合には、労災保険の対象となるが、事業主の立場において行う事業主本来の業務は除くものとされている。

そこで、請求人が提出した労働者災害補償保険特別加入申請書をみると、事業に係る業務の具体的内容については、「障害者を施設で預かり、手芸品制作やエコ活動を行う。障害者支援福祉事業」と記載されている。

- (5) 請求人は、自ら採用したGとの間で、事業場の運営や人材の活用等に係る方針に違いが生じ、ストレスを受けたことから本件疾病に罹患したが、さらに、Gとのトラブルが法的な争いにまで発展したことから、その症状がひどくなった旨主張していることからすると、請求人の本件疾病は、事業場の運営や労働者の採用・人事に関するGとの葛藤が原因となったものと認められる。

そこで検討すると、事業場の経営ないし運営や労働者の採用・人事に関することは、まさに事業主の立場において処理すべき事業主本来の業務であると解すべきものであり、当審査会としては、当該業務は、上記(4)でみた特別加入申請書に記載された事業のためにする行為には該当せず、特別加入者として労災保険の対象とはならないものと判断する。

- (6) もっとも、請求人らは、本件公開審理において、請求人がGから会計事務の処理を押し付けられ、自身の業務量が増加した旨主張していることから、当審査会としては、当該業務量の増加が本件疾病発病の原因になったと仮定すると、事業のためにする行為とみることも可能であるとの判断から、同業務による心理的負荷についても一応検討した。

しかしながら、請求人にとって、当該事務が不慣れな仕事であったため戸惑いを感じたことはいかばかり知れるものの、一件記録を精査するも、請求人の仕事量や労働時間数が大幅に増加したことを認めるに足る証拠もなく、請求人が主張する出来事が、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)に該当すると想定しても、業務による負荷が直ちに大きくなったものとはいえず、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- (7) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。
- (8) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。
- (9) 以上からすると、請求人は、特別加入者について労災保険の対象となる業務によって発病したものとは認められず、さらに、仮に当該業務による心理的負

荷が発病に影響をもたらしたとしても、本件疾病発病前6か月間において、「強」となるような業務による心理的負荷をもたらす出来事は認められないものであり、同人が発病した本件疾病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。